

令和元年第4回飛騨市議会定例会議事日程

令和元年12月11日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	報告第7号	損害賠償の額の決定について
第3	議案第106号	飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
第4	議案第107号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第5	議案第108号	飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
第6	議案第109号	飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第7	議案第110号	飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
第8	議案第111号	飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
第9	議案第112号	飛騨市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
第10	議案第113号	岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議について
第11	議案第114号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
第12	議案第115号	飛騨市養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例について
第13	議案第116号	指定管理者の指定について（飛騨市ロスト・ライン・パーク）
第14	議案第117号	指定管理者の指定について（養護老人ホーム和光園）
第15	議案第118号	指定管理者の指定について（飛騨市山田地域福祉センター）
第16	議案第119号	指定管理者の指定について（飛騨市桜ヶ丘体育館、飛騨市釜崎社会体育館、飛騨市サン・ビレッジ神岡、飛騨市坂巻公園野球場）
第17	議案第120号	指定管理者の指定について（朝開町農産物直売施設）
第18	議案第121号	指定管理者の指定について（飛騨古川まつり会館）
第19	議案第124号	指定管理者の指定について（飛騨市神岡広域総合交流促進施設、飛騨市流葉自然休養村オートキャンプ場、飛騨市流葉自然休養園コテージ）
第20	議案第122号	指定管理者の指定について（飛騨古川桃源郷温泉 めく森の湯すぱーふる）

日程番号	議案番号	事 件 名
第21	議案第123号	指定管理者の指定について（飛騨市古川総合交流ターミナル施設）
第22	議案第125号	令和元年度 飛騨市一般会計補正予算（補正第3号）
第23	議案第126号	令和元年度 飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第3号）
第24	議案第127号	令和元年度 飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第2号）
第25	議案第128号	令和元年度 飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）
第26	議案第129号	令和元年度 飛騨市給食費特別会計補正予算（補正第1号）
第27	議案第130号	令和元年度 飛騨市水道事業会計補正予算（補正第2号）
第28	議案第131号	令和元年度 飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）
第29		総務常任委員会調査報告について
第30		産業常任委員会調査報告について
第31		議会改革特別委員会調査報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 報告第 7 号 損害賠償の額の決定について
- 日程第 3 議案第 106 号 飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 107 号 飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 108 号 飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 109 号 飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 110 号 飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 111 号 飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 112 号 飛騨市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 113 号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議について
- 日程第 11 議案第 114 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 12 議案第 115 号 飛騨市養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 116 号 指定管理者の指定について(飛騨市ロスト・ライン・パーク)
- 日程第 14 議案第 117 号 指定管理者の指定について(養護老人ホーム和光園)
- 日程第 15 議案第 118 号 指定管理者の指定について(飛騨市山田地域福祉センター)
- 日程第 16 議案第 119 号 指定管理者の指定について(飛騨市桜ヶ丘体育館、飛騨市釜崎社会体育館、飛騨市サン・ビレッジ神岡、飛騨市坂巻公園野球場)
- 日程第 17 議案第 120 号 指定管理者の指定について(朝開町農産物直売施設)
- 日程第 18 議案第 121 号 指定管理者の指定について(飛騨古川まつり会館)
- 日程第 19 議案第 124 号 指定管理者の指定について(飛騨市神岡広域総合交流促進施設、飛騨市流葉自然休養村オートキャンプ場、飛騨市流葉自然休養園コテージ)
- 日程第 20 議案第 122 号 指定管理者の指定について(飛騨古川桃源郷温泉 めく森の湯すぱーふる)
- 日程第 21 議案第 123 号 指定管理者の指定について(飛騨市古川総合交流ターミナル施設)
- 日程第 22 議案第 125 号 令和元年度 飛騨市一般会計補正予算(補正第3号)
- 日程第 23 議案第 126 号 令和元年度 飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第3号)
- 日程第 24 議案第 127 号 令和元年度 飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第2号)
- 日程第 25 議案第 128 号 令和元年度 飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
- 日程第 26 議案第 129 号 令和元年度 飛騨市給食費特別会計補正予算(補正第1号)
- 日程第 27 議案第 130 号 令和元年度 飛騨市水道事業会計補正予算(補正第2号)
- 日程第 28 議案第 131 号 令和元年度 飛騨市一般会計補正予算(補正第4号)
- 日程第 29 総務常任委員会調査報告について
- 日程第 30 産業常任委員会調査報告について
- 日程第 31 議会改革特別委員会調査報告について

○出席議員（13名）

1番	仲井	谷	文	吾
2番	井	端	浩	二
3番	澤		史	朗
4番	住	田	清	美
5番	森			要
6番	中	村	健	吉
7番	德	島	純	次
8番	前	川	文	博
9番	中	嶋	国	則
10番	洞	口	和	彦
11番	野	村	勝	憲
12番	欠			員
13番	高	原	邦	子
14番	葛	谷	寛	徳

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	湯	之	明	宏
教育長	沖	下	康	子
代表監査委員	福	畑	幸	博
理事兼企画部長	御	田	裕	己
会計管理者	手	洗	昭	英
総務部長	十	松	利	匡
市民福祉部長	泉	原		誠
環境水道部長	柚	原	達	也
農林部長	大	坪	俊	司
商工観光部長	青	垣		貢
基盤整備部長	清	水	孝	則
病院管理室長	青	木	直	樹
教育委員会事務局長	佐	藤	孝	之
消防長	谷	尻	和	也
財政課長	中	畑	廣	之
	洞	口		

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	野	村	賢	一
書記	赤	谷	真	依
			子	

(開議 午前10時00分)

◆開議

◎議長（中嶋国則）

皆さん、おはようございます。本日の出席議員は全員であります。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（中嶋国則）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により11番、野村議員、13番、高原議員を指名いたします。

◆日程第2 報告第7号 損害賠償の額の決定について

◎議長（中嶋国則）

日程第2、報告第7号、損害賠償の額の決定についてを議題といたします。説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（中嶋国則）

青垣農林部長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔農林部長 青垣俊司 登壇〕

□農林部長（青垣俊司）

おはようございます。報告第7号についてご説明いたします。本件は、公用車の車両物損事故に係る損害賠償の額の決定についての専決処分の報告です。事故の発生日時は、令和元年10月28日、午後4時ごろ、発生場所は、古川町上野の駐車場内です。事故の概要は、職員が公用車を駐車する際、駐車していた相手車両との距離の目測を誤り、相手車両の右前バンパーに接触し破損させたものです。相手方は、飛騨市内在住の方。相手方損害額は、11万6,479円です。市の過失割合は、100パーセント。損害賠償金額は、11万6,479円です。専決年月日は、令和元年12月6日、専決第2号でございます。以上で説明を終わります。

〔農林部長 青垣俊司 着席〕

◎議長（中嶋国則）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（中嶋国則）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結し、報告第7号を終わります。

- ◆日程第3 議案第106号 飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例についてから
- 日程第16 議案第119号 指定管理者の指定について（飛騨市桜ヶ丘体育館、飛騨市釜崎社会体育館、飛騨市サン・ビレッジ神岡、飛騨市坂巻公園野球場）

◎議長（中嶋国則）

日程第3、議案第106号、飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例についてから日程第16、議案第119号、指定管理者の指定について（飛騨市桜ヶ丘体育館、飛騨市釜崎社会体育館、飛騨市サン・ビレッジ神岡、飛騨市坂巻公園野球場）までの14案件を会議規則第35条の規定により一括して議題とします。これら14案件については、総務常任委員会に審査を付託してありますので、総務常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

〔総務常任委員長 中村健吉 登壇〕

●総務常任委員長（中村健吉）

それでは、総務常任委員会に付託されました議案第106号から議案第119号までの14案件につきまして、審査の概要、並びに結果について報告をいたします。

去る12月6日、午後1時より委員会室で審査を行いました。

初めに、議案第106号について申し上げます。本案は、宮川町の4つの行政区を1つの区に統合するものです。質疑では、統合後の戸数及び人口の確認がされたほか、これは、住民からの発案によるものなのか、行政の主導によるものなのか、という問いに対しては、行政主導ではなく地元区の自主的な発案によるものだとのことでした。人口や戸数の減少により、区の役員選出も困難となったことが要因であったようです。また、これに伴い3区分の区長手当も減るとのことでした。

次に、議案第107号について申し上げます。本案は、人事院勧告に基づく職員の給与改定に伴う改正です。初任給及び若年層の給与の引き上げのほか、勤勉手当の支給月額を年間0.05月引上げることなどの改正です。質疑では、住居手当の影響に対しての問いがあり、67名が影響するとのことでした。また、支給率が6月と12月が同じになるという改正に対しては、民間を参考にした人事院勧告に従って改正するものであるとの説明がありました。委員からは、職員にとっては12月が多いほうが良いのでは、という意見がありました。さらに、飛騨市の経済状況における民間格差に対しての質疑には、景気動向調査によれば、人件費の上昇が経営上の課題に上がっているため、最低賃金も上がっているのだろうとの答弁でした。

次に、議案第108号について申し上げます。本案も、人事院勧告に基づく任期付き職員の給与改定に伴う改正です。質疑はありませんでした。

次に議案第109号から議案第111号について申し上げます。これら3案件は、いずれも人事院勧告に基づく特別職等の期末手当の期別支給割合の改定に伴う改正です。質

疑はありませんでした。

次に議案112号について申し上げます。地方公務員法の改正、宿泊料の支給区分の見直し等に伴う改正であります。質疑では、講師等に旅費を支払う場合、源泉徴収されるのか、という問いがありました。これに対しては、飛騨市役所という事業所として源泉徴収義務があるので、制度上やむを得ないことであり、本人が確定申告をするしかないという答弁でした。

また、宿泊料に関する地域区分に関し、県内・県外が、甲地方・乙地方に改正されるが、飛騨市として独自に規定することはできないのか、という問いに対しては、できないことはないが、飛騨市は国家公務員に準拠することが適当だと考えているとの答弁でした。

次に議案114号について申し上げます。本案は、成年被後見人等を資格・職種・業務などから一律に排除する規定等を削除し、資格等にふさわしい能力の有無を、個別的・実質的に判断する仕組みへと改めるものです。今回対象となる条例は5本ですが、ほかにはないのかという問いに対しては、全ての条例をチェックした結果だということでしたが、実務上判断が困難な、印鑑条例の改正については、あえて残したとのことでした。

次に議案115号について申し上げます。本案は、新和光園の建設移転に伴い、位置を改正するものです。新和光園の開設に合わせ、条例の施行日は令和2年4月1日とします。質疑では、移転後の旧和光園については条例上どのような扱いになるのか、との問いがありました。3月議会で改正するとの答弁がありましたが、旧和光園の2階の一部は和光園に含まれるので、県とも相談しながら、旧和光園をどのように位置づけるか、3月議会で説明したいとのことでした。

最後に、議案第116号から議案第119号までの指定管理者の指定に関する4案件については、産業常任委員会との連合審査会において議員全員で質疑が行われましたので審査の概要報告は省略いたします。

当委員会に付託されました14案件については、いずれも討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔総務常任委員長 中村健吉 着席〕

◎議長（中嶋国則）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○13番（高原邦子）

議案第113号については、どうでしたでしょうか。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

●総務常任委員長（中村健吉）

少し休憩をお願いいたします。

◆休憩

◎議長（中嶋国則）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時10分 再開 午前10時13分 ）

◆再開

◎議長（中嶋国則）

休憩を解き、会議を再開いたします。

●総務常任委員長（中村健吉）

現在の報告書の中に議案第113号について抜けておりましたので、口頭で説明いたします。これについても質疑等ありませんでしたので、そのまま認められたということで、報告いたします。

◎議長（中嶋国則）

13番、高原議員、よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（中嶋国則）

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。これより討論に入りますが、議案第106号から議案第119号までの14案件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより一括して採決をいたします。

議案第106号から議案第119号まで、これら14案件について委員長の報告は可決であります。これら14案件は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（中嶋国則）

ご異議なしと認めます。よってこれら14案件については委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第17 議案第120号 指定管理者の指定について（朝開町農産物直売施設）

日程第18 議案第121号 指定管理者の指定について（飛騨古川まつり会館）
及び

日程第19 議案第124号 指定管理者の指定について（飛騨市神岡広域総合交流促進施設、飛騨市流葉自然休養村オートキャンプ場、飛騨市流葉自然休養園コテージ）

◎議長（中嶋国則）

続きまして、日程第17、議案第120号、指定管理者の指定について（朝開町農産物直売施設）、日程第18、議案第121号、指定管理者の指定について（飛騨古川まつり会館）及び日程第19、議案第124号、指定管理者の指定について（飛騨市神岡広域総合交流促進施設、飛騨市流葉自然休養村オートキャンプ場、飛騨市流葉自然休養園コテージ）の3案件を会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

これら3案件については、産業常任委員会に審査を付託してありますので、産業常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

〔産業常任委員長 徳島純次 登壇〕

●産業常任委員長（徳島純次）

それでは、産業常任委員会に付託されました議案第120号、議案第121号、及び議案第124号の3案件につきまして、報告いたします。

これら指定管理者の指定に関する3案件につきましては、総務常任委員会との連合審査会において、議員全員で質疑が行われましたので審査の概要報告は省略し、結果のみご報告申し上げます。

去る12月6日、午後2時15分より委員会室において審査を行いました。

これら3案件については、いずれも討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔産業常任委員長 徳島純次 着席〕

◎議長（中嶋国則）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（中嶋国則）

質疑がないようですので、質疑を終結します。これより討論に入りますが、議案第120号、議案第121号及び議案第124号の3案件について、討論の通告がありませんので討論を終結し、これより一括して採決をいたします。議案第120号、議案第121号及び議案第124号の3案件について、委員長の報告は可決であります。これらの3案件は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長 (中嶋国則)

ご異議なしと認めます。よって、これら3案件につきましては委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第20 議案第122号 指定管理者の指定について (飛騨古川桃源郷温泉 めく森の湯すぱーふる)

日程第21 議案第123号 指定管理者の指定について (飛騨市古川総合交流ターミナル施設)

◎議長 (中嶋国則)

次に、日程第20、議案第122号、指定管理者の指定について (飛騨古川桃源郷温泉 めく森の湯すぱーふる)、日程第21、議案第123号、指定管理者の指定について (飛騨市古川総合交流ターミナル施設) の2案件を会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定によって、仲谷議員の退場を求めます。

[1番 仲谷丈吾 退場]

◎議長 (中嶋国則)

これら2案件につきましては、産業常任委員会に審査を付託してありますので、産業常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

[産業常任委員長 徳島純次 登壇]

●産業常任委員長 (徳島純次)

それでは、産業常任委員会に付託されました議案第122号及び議案第123号の2案件につきまして、報告いたします。これら2案件は、先ほどと同様、指定管理者の指定に関する案件ですので、審査の概要報告は省略し、結果のみご報告申し上げます。

去る12月6日、午後2時15分より委員会室において審査を行いました。これら2案件については、いずれも討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

[産業常任委員長 徳島純次 着席]

◎議長 (中嶋国則)

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」との声あり)

◎議長 (中嶋国則)

質疑がないようですので、質疑を終結します。これより討論に入りますが、議案第122号及び議案第123号の2案件について、討論の通告がありませんので討論を終結し、

これより一括して採決をいたします。議案第122号及び議案第123号の2案件について、委員長の報告は可決であります。これらの2案件は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（中嶋国則）

ご異議なしと認めます。よって、これら2案件につきましては委員長報告のとおり可決されました。

仲谷議員の入場を許可します。

〔1番 仲谷丈吾 着席〕

◆日程第22 議案第125号 令和元年度飛騨市一般会計補正予算（補正第3号）
から

日程第27 議案第130号 令和元年度飛騨市水道事業会計補正予算（補正第2号）

◎議長（中嶋国則）

日程第22、議案第125号、令和元年度飛騨市一般会計補正予算（補正第3号）から日程第27、議案第130号、令和元年度飛騨市水道事業会計補正予算（補正第2号）までの6案件を会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

これら6案件につきましては、予算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の審査報告書のとおり、原案を可決すべきものとしております。

予算特別委員会の審査の経過及び結果の報告につきましては、議員全員で構成する予算特別委員会でありましたので、会議規則第39条第3項の規定により、委員長報告は省略をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（中嶋国則）

ご異議なしと認めます。よって本案にかかる委員長報告は省略をいたします。

これより討論に入りますが、議案第125号から議案第130号までの6案件につきましては、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決を行います。

議案第125号から議案第130号までの6案件については、一括採決いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（中嶋国則）

ご異議なしと認め、これより一括採決いたします。

議案第125号から議案第130号までの6案件については、いずれも委員長報告は原案のとおり可決すべきものであります。よって、これら6案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（中嶋国則）

ご異議なしと認めます。よって議案第125号から議案第130号までの6案件については原案のとおり可決されました。

◆日程第28 議案第131号 令和元年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）

◎議長（中嶋国則）

日程第28、議案第131号、令和元年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）を議題といたします。説明を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

議案第131号で追加提案させていただきます、一般会計補正予算の審議をお願いするにあたりまして、その概要につきまして、ご説明申し上げます。

今回の一般会計補正予算は、古川町防災ヘリポートの整備につきまして所要額を計上するものです。本事業でございますけれども、飛騨市総合政策指針素案において、主な大規模事業の見通しとして、令和2年度の実施ということで、計画をいたしておったものがございますけれども、その財源として見込んでいました、県の南海トラフ等地震対策推進事業費補助金、これが、本年度限りで廃止されるという方針が示されましたことから、岐阜県に対して、補助金継続の要望を行っておったところでございます。そのところ、12月4日、先週でございますが、回答がございまして、補助金は継続できないが、今月中の申請であれば、本年度の既存予算にて対応するのご提案をいただいたところでございます。これを受けまして、急遽事業年度を1年前倒しして、予算計上することとしたというものでございます。

このたび提案する補正予算額につきましては、4,000万円を増額し、補正後の予算額は、202億3,728万2,000円となります。今回の補正予算に必要な財源については、今ほど申し上げました県単補助金を充てたうえで、その裏負担分に緊急防災・減災事業債を計上し、全額を特定財源にて賄っておるところでございます。

この緊急防災・減災事業債でございますが、充当率100パーセント、元利償還金に対する交付税算入率70パーセントということで、過疎対策事業債と同水準の非常に有利な条件で借り入れることができる地方債ということでございます。これを活用することによりまして、市の実質的負担は、約1,050万円に抑制することができるということを申し添えさせていただきます。

以上をもちまして、私の提案説明を終わらせていただきます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（中嶋国則）

説明が終わりました。ただいま議題となっております議案第131号、令和元年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）につきましては、議員全員をもって構成する予算特別

委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長 (中嶋国則)

ご異議なしと認めます。よって議案第131号につきましては、予算特別委員会に付託のうえ、審査することに決定いたしました。

◆休憩

◎議長 (中嶋国則)

ここで予算特別委員会のため暫時休憩といたします。

(休憩 午前10時26分 再開 午前10時45分)

◆再開

◎議長 (中嶋国則)

休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま議題となっております議案第131号、令和元年度飛騨市一般会計補正予算(補正第4号)につきましては、予算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の審査報告書のとおり、原案を可決すべきものとしております。予算特別委員会の審査の経過、及び結果の報告につきましては、議員全員で構成する予算特別委員会でありましたので、会議規則第39条第3項の規定により、委員長報告は省略をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長 (中嶋国則)

ご異議なしと認めます。よって本案にかかる委員長報告は省略いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

◎議長 (中嶋国則)

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第131号につきましては、委員長報告は原案のとおり可決すべきものであります。よって、本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長 (中嶋国則)

ご異議なしと認めます。よって議案第131号は原案のとおり可決されました。

◆日程第29 総務常任委員会調査報告について

◎議長（中嶋国則）

日程第29、総務常任委員会調査報告についてを議題といたします。総務常任委員長から調査報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔総務常任委員長 中村健吉 登壇〕

●総務常任委員長（中村健吉）

それでは、総務常任委員会、令和元年の活動調査報告を行います。まず、管内視察についてです。4月23日の所管事業調査を踏まえ、総務常任委員会は、5月17日に市内11カ所の視察を行いました。視察した順に報告します。

まず、新和光園建設現場を視察いたしました。視察時には、2階の基礎コンクリート部分を施工中で、完成に向け39パーセントの進捗状況でした。諸事情から基礎杭打ちや、部品不足などで遅れがありましたが、その後は予定どおり施工中であることを確認しました。

2番目に河合町空き家を視察いたしました。河合町小無雁にある朽ちかけの空き家を車中から視察し、職員から現状を聞きました。所有者との交渉ができないこと、特定空き家に該当するには幾つかの条件があり、今後対策協議会を開くこと、市内区長を対象とした空き家に関する勉強会開催予定などの計画を聞き、空き家増加についての対策が急務であることを感じました。

3番目に角川橋危機管理型水位計視察を行いました。河合町角川橋に取り付けられた水位計を確認し、そこで職員から説明を受けました。市内河川の増水時、ソーラー発電を利用した長期間メンテナンスフリーな水位計で、増水量4割高で避難準備・高齢者等避難開始。6割高で避難勧告として情報発信する危機対策として重要な装備で、その情報をいかに生かすか、市民への周知が何よりも大切と感じました。

4番目、古川消防署北分署視察を行いました。宮川町西忍の北分署を視察し、昨年度に全署に各1台配備された自動心臓マッサージ器の使用や、救命士の活動を取り入れた本番さながらの救急活動訓練を見せていただきました。署員12名の少ない人員で3交代制。火災、救急等に対応し市民の安心安全を守っておられる姿勢に感動し、その任務の重要性を確認いたしました。

5番目、飛騨みやがわ考古民俗館を視察しました。「地域づくりの核となり絆を育てる」を目標に宮川町を中心に集められた民具や民俗資料、発掘調査で出土した国宝級の考古資料の展示は、保存状態も良好で、展示館は池ヶ原湿原への入り口にあり、最近入場者も増えているということでした。今後も飛騨市の重要で、代表的な文化施設として活用したいと思いました。

6番目、宙ドーム神岡・カミオカラボを視察いたしました。今年3月に開館したカミオカラボの人気は高く、6月までに4万人の入場者があったと聞きました。11月19日現在は、11万6,940名の入場者を数えています。世界中から注目される宇宙科学研究

都市の入口として、今後も多くの入場者が見込まれますが、地域物産紹介のサテライト会場としての役割を持つ「道の駅」との連携した営業工夫が求められると感じました。

7番目、桜ヶ丘体育館トレーニングルームを視察いたしました。平成30年度、リニューアルにより一般利用者が1.6倍、高校生の利用が2.4倍に増え、今年度は談話室を有酸素系の運動機器を中心とした設備にするなど、さらに利便性の高い施設にする計画であるとのこと、今後も健康増進のための活用が期待されます。

8番目、電気自動車を視察いたしました。神岡振興事務所に配備し、公用車として使用する傍ら、災害時に電力供給ができる電気自動車を視察しました。停電時に避難所で電気供給が可能で、市内に5月時点で、個人所有を含め14台あるとのこと。災害時の利用を考えるなら連携協定だけでなく、補助金支給で活用促進を図ることはできないかと感じました。

9番目、市民病院医師住宅を視察しております。市民病院に勤務する医師が利用している住宅を神岡町東町に視察しました。極端に古くはありませんが、外観的に老朽の跡が見受けられたことや、使い勝手の不都合を感じました。研修医住宅については、今年度、プロポーザルによって民間での整備が計画され、議会としても調査を進めたいと感じました。

10番目には、めひの野園流葉牧場視察をしております。今年3月に多機能型事業所として竣工されました。同時に農山漁村振興交付金を受け、食鳥処理施設も整備され、利用定員26名の中、市内で16名が利用していました。今後の生産数・利用者数を注視したいと思います。

最後に飛騨流葉ドローンパーク開園視察を行いました。流葉スキー場の一角に、当日オープンしたパークを視察し、ドローン操縦の実演をはじめ、さまざまなデモンストレーションを見学しました。ドローンについては、災害時の人命救助や測量作業など今後の活用開発の可能性を感じております。

以上が、5月17日の管内視察調査の報告です。

続いて、7月29日から31日に行った管外視察について報告いたします。

管外視察場所については、先に行った管内視察調査において重要な課題と思われた案件について、その解決策研究を基本に据えて決定しました。視察した順に報告します。

最初に山形県川西町を視察いたしました。そこでは、空き家等対策計画・空き家対策、行政代執行について視察しました。川西町は、近年人口減少により空き家件数が増加し、管理不全空き家が地域住民生活に及ぼすさまざまな問題に対し、町独自の空き家等の適正管理条例を施行し、対策委員会要綱・対策協議会要綱をつくり、平成30年には空き家等対策計画を策定しました。同年、職員による不良度判定調査で333件を把握。その内2件について弁護士にはかり、行政代執行を行いました。これは、所有者が代執行に係る費用を納める確約があつてのことでしたが、この件が報道されたことで、空き家所有者の中には自己除去する事例も出たということでした。しかし、代執行は空き家対策の日常的

な手段ではなく、特定空き家の認定は、今後、さまざまな問題点が増えるであろうということでした。空き家の所有者への対応は、弁護士等法的専門家を交えた関係者が十分納得できる方向でなされなければならないことを実感しています。

2番目に宮城県石巻市を訪ね、防災減災対策の取り組みについて視察を行いました。東日本大震災で石巻市は、甚大な被害を受けました。震災前の「堤防・護岸をつくることで、人命や財産を守り、被害を完全に防ぐ」という意識が「津波を完全に防ぐことはあきらめ、逃げて人命だけは守る」という方向に変化し、災害に対し、自助：市民です。共助：町内会。公助：自治体の協力が最も重要と理解しました。避難訓練も中学校では学校単位で真剣に行われ、一般の参加人数が少なくてもやった方が良く、避難の際は、一人一人がみずからの命を守るため、水・食料を少しでも持参することが大切であることを学びました。

3番目に宮城県女川町。復興状況・新たな防災体制づくり・地域防災訓練の取り組みについて視察を行いました。復興に際し、古来よりの「海とともに生きるまち」としてのコンセプトを守り、海への視界を確保し、減災と海に生きるまちづくりに邁進し、「メモリアル公園・漁港施設」、「市街地（商業施設）」、「居住地」と区分けする新しいまちづくりには、住民・執行部・議会・業界が一体となっている様子が伺えました。人口減の中、災害時有力な消防団についても新たに「機能別消防団員制度」を適用。退職消防団員・予防広報救護団員の二職種に分けて、後方支援を構えていました。

4番目、宮城県石巻市の旧大川小学校跡地を視察しております。そこで、震災遺構で「語り部」による講話を拝聴しました。震災で発生した大津波。避難を呼びかける広報車の声を聞きながら、50分も校庭で待機していた小学生たち。わずか50メートル先にある裏山に駆け登り避難していれば助かった、命を落とすことは無かった犠牲者を思い、学校安全教育で存在したであろう緊急避難マニュアルが、生かされなかった理由は何か。当時4年生の愛娘を失った「語り部」の講話を聞き、被災した校舎2階の教室を見学しました。激しい波に突き上げられドーム状に盛り上がった床、ねじ切れた鉄筋むき出しの渡り廊下のコンクリート柱に言葉を失いました。

最後に宮城県仙台市役所を訪れ、性の多様性の取り組み、市民団体との協働についてを視察しました。平成30年度、多様な性のあり方の理解と課題の可視化について民間の「東北H I Vコミュニケーションズ」が中心となり仙台市の市民協働事業を行い、仙台市男女共同参画担当とともにさまざまな活動を行っています。パートナーシップ制度についての具体的な動きはまだなく、公文書での性別欄は10年ほど前に見直しを行い、不要なものは対応したとのことでした。性の多様性については、今後も話題となると予想される調査課題です。

以上が今年7月に実施した管外視察の報告です。

その他に総務常任委員会では、9月30日に、管外視察を踏まえ学習会を行い、その後「市内の特定空き家問題」と「パートナーシップ」について担当部署の事務調査を行い、今後の課題と方向性を確認しました。

以上、総務常任委員会の活動調査報告といたします。

〔総務常任委員長 中村健吉 着席〕

◎議長（中嶋国則）

以上で報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（中嶋国則）

質疑なしと認めます。これで総務常任委員会の調査報告を終わります。

◆日程第30 産業常任委員会調査報告について

◎議長（中嶋国則）

次に日程第30、産業常任委員会調査報告についてを議題といたします。

産業常任委員長から調査報告の申し出がありますので、これを許可します。

〔産業常任委員長 徳島純次 登壇〕

●産業常任委員長（徳島純次）

それでは、令和元年度の産業常任委員会活動報告を行います。

平成31年4月に所管各部署の主要事業と部署が抱える諸課題について所管事務調査を行い、これを踏まえ、5月20日に中山間農業研究所、西野製材所、飛驒キャトルステーション、kino workshop（きのわーくしょっぷ）、めひの野園飛驒流葉牧場、薬師橋 不法投棄場所、船津座、数河地内国道41号線災害復旧工事現場の市内8カ所の視察を行いました。

中山間農業研究所は、中山間農業を維持・発展する「元気な農業づくり」を目標とし、人口培土を使用したトマト栽培の研究が行われ、土耕栽培の約3倍の収量が得られています。飛驒地域では9名の農家の方が人口培土を行っていますが、飛驒市はゼロであります。飛驒市への普及を図っていく必要を感じました。

西野製材所は、高山市を含めても2軒しかない広葉樹の製材所の1軒であり、70パーセントが広葉樹である飛驒市にとりましては、重要な製材所であります。北海道中川町との交流を拡大していく方策として、材木、板材を販売することが考えられていますが、輸送コストがかかることもあり、課題が多いとのことでありました。木作家の方は、中川町の材木の入手希望があり、中川町も飛驒材に興味を持っているとのこと、中川町との交流拡大は、課題は山積していますが、今後も継続的に検討していく課題と感じました。

飛驒キャトルステーションは、飛驒牛素牛（ひだうしもとうし）の生産、担い手の育成、堆肥処理問題解決に向けた耕畜連携のモデル構築を事業の根幹としてスタートしました。和牛繁殖農家を増やし、飛驒産飛驒牛のブランド力のアップにつなげていただきたい。牛、飼育飼料等の搬入道路が狭く、道路幅の拡張が課題であります。

kino workshop（きのわーくしょっぷ）は、太江に来て13年の方が、営んでいる工房です。工房では広葉樹を使った小物、テーブルや椅子等の家具を製作されて

います。もう少し商品アイテムを増やし、手ごろな価格帯の製品もあると良いと感じました。

めひの野園飛驒流葉牧場は、障害福祉サービス事業所で、障がいのある方に働く機会を提供し、その対価として工賃、給料を支払う就労系の多機能型事業所であります。飛驒地鶏の生産・加工を行っており、生産数は、1万2,000羽です。課題としては、敷地内の池に野鳥が飛来するため、鳥インフルエンザ感染防止対策として池の埋め立てが必要であります。また、ブランドを高めるためには、地元での消費拡大、飛驒地域への販路拡大が必要であると感じました。

薬師橋不法投棄場所は、市指定ごみ袋、生ごみや黒ビニール袋、紙おむつ等が不法投棄された現場です。不法投棄を防止するために、不法投棄監視カメラが設置されていますが、市民のモラルの向上を期待するところです。

船津座は、各種イベント、地域住民の憩いの場として、地域内外の交流の中心的役割を担う施設で、飛驒市最初の指定管理施設です。指定管理料を民間力を生かした経営努力で当初より1,000万円程度を削減しています。コストは人件費が3割を占め、人員は9名であります。年間2,000万円の指定管理料を削減する、さらなる経営努力が必要であります。数河地内国道41号線災害復旧工事現場は、平成30年7月7日に発災し、2カ所で4,000立米と6,000立米の土砂が流出した場所です。国道への土砂流出防止柵は重力式擁壁で、工事は6月末で完成しました。飛驒地域は急峻な地形が多く、災害は想定外の地区・箇所からの発生があるため、今後一層の防災対策が求められます。発生時の国、県、市及び建設業協会との緊密な連携を図る必要性を痛感しました。以上、8カ所を視察しました。

次に令和元年7月18日に、6月6日から6月13日にかけて行った議会と市民の意見交換会において出された意見の対応について検討を行い、人手不足、誘導看板の設置位置の改善、商店の減少、観光PRの仕方、通過型観光から滞在型観光への移行、鳥獣被害対策等の案件について産業常任委員会でも今後、問題点の共通認識を深め、さらに検討・協議して行くことといたしました。

続いて、森の利活用について、7月22日から24日に行った、北海道中川町、下川町及び安平町道の駅あびらの3カ所の管外視察について報告いたします。北海道中川郡中川町は、1,500人の小さな町で、「森林づくりは、人づくり、暮らしに自信と誇りを取り戻し、人と人の絆を深め、一人一人が輝き続ける持続可能なまちづくり」を理念に進められています。

町の面積の87パーセントが森林で、町有林・民有林は3万6,000ヘクタール、その60パーセントを広葉樹が占めます。国有林や北海道大学の所有林と包括連携協定を結び、技術協力しながらさまざまな展開を模索しており、そこで得られた成果を民有林の地主の方へ還元しながら森林文化の再生に取り組んでいます。森林をフィールドにしたツーリズムに木工作家の作品を用いることで、宣伝も兼ねた有機的かつ効果的にさまざま

まな取り組みを行い、年間300人から400の方が森を訪れています。

町外に向けて誘客を促進するため、催し物や行事などでも中川町の森のイメージをブランディング戦略として、皆さんにアピールしています。

中川町は「都市部から地方への人の流れをつくる」を大きな課題として取り組まれ、世田谷区との交流、下高井戸商店街や地元商工会と、十数年間という長い交流があり、サテライトスペースを確保して、中川町特有の資源を活かした作家の商品の販売を含め、中川町の情報発信をされており、大変素晴らしいことであると感じました。飛騨市も姉妹森協定を活かし、相互の東京23区での交流を積極的に進めるべきと感じました。また、木材流通や販路拡大、環境・森林文化の醸成など飛騨市の広葉樹を活かした森づくりの体系化も必要と感じました。

北海道上川郡下川町は、3,300人ほどの町で、持続可能な地域社会のコンセプトを経済・社会・循環の価値創造と統合的解決と定め、森林資源を余すことなく使う森林総合産業、森林バイオマスの活用の環境エネルギー自給、集落再生モデル創造の高齢化社会対応社会をキーワードに森林資源を中心としたまちづくりを行っています。森林管理の中心となる町職員として、異動しない森林管理専門職員を採用し、16年間森林管理に従事されています。

人工林3,000ヘクタールあり、毎年50ヘクタールを伐採、植林、育林、下刈り、間伐と回して、60年後に伐採に戻るサイクルを回して循環型森林経営を行うことで、毎年、冬でも雇用が切れないように町より9,000万円の仕事を発注し、就業・雇用の確保、また、森林バイオマスエネルギーの熱利用により、公共施設の熱供給量の68パーセント、全体の49パーセントを再生エネルギーへ転換されています。余剰金は子育て支援に充てられ、将来を見越した取り組みが行われています。

2009年に人口95人、高齢化率52パーセントの限界集落で分散居住していた集落を、集住化を図り、住居、地域食堂、コミュニティーセンター、障がい者支援施設、栽培試験所、熱供給施設等を一定地域に集中し、共同で熱供給施設を利用するなど超高齢化問題と低炭素化を同時解決する超高齢化対応社会モデルの構築を模索されています。集住化された地域の管理業務や除雪業務などは、地域おこし協力隊員が行っており、限界集落の集住化の方法や地域おこし協力隊の活用など当市でも参考になると思われます。

北海道勇払郡安平町道の駅あびらは、平成31年4月にオープンし、昭和50年に現役引退した蒸気機関車D51が目玉の道の駅で、千歳空港に近く主要道路沿いにあることから開業後約3カ月で来館者が38万6,000人、1日平均8,000人の入場者であります。道の駅あびらは、一般社団法人あびら観光協会が安平町より指定管理者として指定され、従業員30名以上を雇用し、仕入れから販売、営業まで全て直営で行っています。が厳しい状況とのことでした。

道の駅には、特産品の販売、農産物直売所があり、今後食堂の設置も検討するとのことでした。当市でも、道の駅の特性を生かした展示や特産物の販売を考えるべきであると感じ

じました。以上が管外視察の報告です。

令和元年11月19日にJAひだ吉城地区青年部員25名及び職員3名の方と産業常任委員で、「耕作放棄地が増える中での今後の農業について」というテーマでの意見交換会を行いました。主な意見として、「高齢者が多く今後は心配である」、「パート確保が困難である」、「耕作放棄地でトマト栽培を行うが、水の確保、パートの確保など問題が多い」、「農家を親から引き継いだ者は農機具、ハウス等が古くて手入れが必要だったり、痛みがあったりで、更新したくても新規購入する資金がなく、補助金や支援が必要」、トマト新規就農に必要な事項として、「圃場面積を拡大していけること、水の確保ができること、日当たりが良いことが必要」など多くの貴重な意見が出ました。

これまでの管内視察、管外視察、市民との意見交換会、JAひだ青年部との意見交換会を踏まえ、一般質問や委員会において討議してまいりました。

以上、産業常任委員会の報告といたします。

〔産業常任委員長 徳島純次 着席〕

◎議長（中嶋国則）

以上で報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（中嶋国則）

質疑なしと認めます。これで産業常任委員会の調査報告を終わります。

◆日程第31 議会改革特別委員会調査報告について

◎議長（中嶋国則）

日程第31、議会改革特別委員会調査報告についてを議題といたします。議会改革特別委員長から調査報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔議会改革特別委員長 住田清美 登壇〕

●議会改革等特別委員長（住田清美）

それでは、議会改革特別委員会の調査報告をさせていただきます。今年度、当委員会の調査検討事項は3件ございました。

1つ目は、「委員会会議録公開について」、2つ目は、「議会ICT化（タブレット導入）について」、そして3つ目が、「議員の兼業禁止」についてであります。これらについて、6回の会議と、またタブレット導入については、導入済みの自治体視察も行き、検討をしてまいりました。

それでは、まず「委員会会議録の公開について」でございます。現在、本会議等については、ホームページ上に公開されておりますが、委員会会議録については公開されておりました。しかしながら、委員会の様子は、すでに動画がインターネット上に公開されており、何ら問題がないことから、定例会及び臨時会の会期中における付託案件の審査に限り、総務常任委員会、産業常任委員会、予算特別委員会、決算特別委員会の会議録を

ホームページ上で公開することとさせていただくことになりました。

次に「議会ICT化（タブレット導入）について」でございます。飛騨市でも小・中学生、高校生のICT化を進める中、議会でも議会運営の効率化、迅速化を図るという目的で、タブレットを導入することによってペーパーレス化及び事務の効率化が図られ、また、データベースによって迅速な議会運営が図られるという目的に沿って導入について検討をいたしましたところでございます。

検討するにあたっては、業者によるタブレット機能の勉強会を行い、その後、県内の市での導入状況を確認したところ、すでに導入しているところもあれば、今検討中、また今後導入の予定というところも含めまして、今後は導入する自治体が増えてゆくようでございます。また、すでに導入済みであります、関市・美濃加茂市・中津川市の、3つの自治体の先進地視察も行いました。調査の結果、有償システムと無償システム、あるいは通信機能の有無等によって、導入経費やランニングコストに大きな差があることがわかり、それぞれ比較検討をいたしました。さらに、完全ペーパーレス化による事務経費の削減についても検討を行いました。検討結果は、次のとおりでございます。最終的には完全ペーパーレス化を目指して、タブレットを導入する。また、その導入時期については、令和2年6月定例会を導入のめどとするが、新しい議員によって再度検討いただく。また、導入システムについては、当初は無償版の中で進め、使用状況をみながら再度検討する。タブレット端末はできるだけ画面サイズの大きい物、見やすい物を導入していただきたい。議員のみならず執行部も同時導入すべきである。議会進行の妨げにならないよう、操作方法の勉強会を開き、全員がストレスなく操作できることが望ましい。以上のような結論に達しました。

最後に「議員の兼業禁止について」でございます。もととなりますのは、地方自治法第92条の2で「議員の兼業禁止」ということで、議員は地方公共団体の請負をするものになってはいけないという決まりがあります。

では、指定管理についての業務については請負になるのかどうなのかという問いに対しましては、総務省の「地方議会に関する地方自治法の解釈等について」の通達文書及び議会運営に関する参考図書においても、指定管理は一種の行政処分であり、いわゆる「請負」には該当しない。したがって、兼業禁止の規定は適用されず、議員の経営する会社が指定管理者になることも法律的には可能であるという見解がなされています。

ただし、事務局が独自に行った調査によりますと、県内21市中、6市では「公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」などによって、議員が公の施設の指定管理者となることを制限しているところもありました。

他方、昨今の議員のなり手不足に鑑みまして、全国市議会議長会では国に対して「議員の兼業禁止に係る「請負」の要件の再整理及び明文化、その他所要の見直しを行い、兼業禁止に係る規定が立候補の過度な規制とならないようにすること」と提言もされております。

これらのことを背景にいたしまして、議会改革特別委員会の委員の中で総合的に検討しました結果、指定管理の検討項目の関与に制限があってもよいのではという意見、また、倫理観の問題であるという意見、議員のなり手不足にも配慮すべきという意見があった中、議会改革特別委員会といたしましては、総論として、地方自治法の解釈によることといたしました。ただし、当該議決に関わるときなどは除斥をするなど、毅然とした態度で臨むべきであるという結論に達したということで、検討結果を報告させていただきます。

以上、3点につきまして、議会改革特別委員会の調査報告とさせていただきますのでよろしく願いいたします。

〔議会改革特別委員長 住田清美 着席〕

◎議長（中嶋国則）

以上で報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（中嶋国則）

質疑なしと認めます。これで議会改革特別委員会の調査報告を終わります。

◆閉会

◎議長（中嶋国則）

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

定例会の閉会にあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げたいと思います。11月25日から17日間でしたが、今定例会の会期中、一般会計・特別会計の補正予算、指定管理者の指定、条例改正など数多くの案件につきまして、慎重かつ活発なご審議を賜りまして、全ての議案につきまして、ご決定を賜りました。まことにありがとうございました。

本会議並びに各委員会を通じて議員の皆様方からいただきました数々のご指摘やご意見につきましては、これまで同様にしっかりと受け止めさせていただきまして、今後の市政運営に活かしてまいりたいと考えておるところでございます。

今議会は、私も含めまして、今任期の最後の議会でございます。議員の皆様方には、この4年間、市政に対してまして、ご理解・支援をいただくとともに、ときには、ご叱正も賜りました。その中で、真剣な議論を交わし、まさしく切磋琢磨しながらここまで歩んでくることができましたことは、大変幸せなことであったとこのように感じております。心から感謝を申し上げます。

2月には、市長選、市議会議員選挙も行われます。議員各位の選ばれる道もさまざまかと思いますが、皆様方それぞれにご健闘、ご活躍を心から願っております次第でございます。

ます。冬本番の季節にもなっただけです。くれぐれもご自愛いただきまして、ご健勝
でよき新年をお迎えにいただきますこと、あわせてお祈り申し上げまして、閉会のご挨拶
とさせていただきますと思います。どうもありがとうございました。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（中嶋国則）

以上で市長の発言を終わります。

閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。ただいま市長のご挨拶にもありました
ように議員の皆様におかれましては、本定例会、4年間、12回の定例会の最後というこ
とで、皆様それぞれお一人お一人思い入れがあったことだろうと思っております。そうい
った中、この17日間でしたが、皆様のご協力をいただきまして、無事に終わら
せていただきましたことを心から感謝を申し上げます。新しい年が穏やかな年でありま
すようにご祈念を申し上げまして、お礼とさせていただきます。ありがとうございました。

それでは本日の会議を閉じ、11月25日から17日間にわたりました令和元年第4
回飛騨市議会定例会を閉会といたします。お疲れさまでした。

（ 閉会 午前11時29分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

中嶋国則

飛騨市議会議員（11番）

野村勝憲

飛騨市議会議員（13番）

高原邦子